

## 令和4年第10回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月7日（金） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所別館2階会議室
3. 出席委員 9名  
安田鷹嗣 木村良一 田代和弘 境 良一 松下清史  
鎌賀和夫 太田桂子 加悦雅浩 宮本久美子
4. 欠席委員 3名  
中村英子 谷山次則 齋藤英次
5. 議事録署名者指名 境良一 議長  
議事録署名委員 安田委員 木村委員
6. 議 事
  - (1) 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
  - (3) 議案第34号 農用地利用集積計画の同意について
  - (4) 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について
  - (5) 報告第12号 農地の許可不要届の報告について

事務局 定刻となりましたので、只今から令和4年第10回の総会を開催いたします。まずは、本日中村、谷山、齋藤委員3名が欠席ですが、出席委員が、委員総数過半数を超えていますので、本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 お忙しい中、ご出席頂き有難うございます。6日に、熊本市、宇城市、宇土市で、3条申請案件について協議しました。宇土市在住の方で、3条申請がなされており、適正な農地保全を目的としているか疑義があり県にも相談したところでもあります。申請案件は許可となるかもしれませんが、今後の進捗管理を充分行って行きたいと思っております。本日は、宇

土市で新規就農されたウィズ・ファーマーの平戸様よりご講演を頂きます。よろしくお願ひします。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第3の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第5条により境会長に議長をお願いいたします。

境議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名することによってよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、安田委員さんと木村委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。本来は、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いするところですが、今回は事務局から補足説明を含め説明を行い可否の判断をしていただくということになっています。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。

境議長 それでは、申請番号1番について、確認委員は中村委員ですが、ご欠席ですので事務局から説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は3ページです。申請地までの通作距離は車で10分ほどで、農業年数は22年、農機具を所有し、主たる作物は、米、ダイズになり、3条の要件は満たしているものと思われまふ。なお、この申請人は、昨年12月と今年4月にも3条申請で農地を取得しています。宇土地区の委員さんと現地確認を行い、トラクターで耕してありましたが、まだ植え付けはされていない状態でしたので、今回の農地と合わせて指導していく予定です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。

木村委員 申請者は、最近3条申請が頻繁になされているが、適正に管理されているのか。

事務局 地元農業委員，推進委員さんと現地を調査したが，耕うんされていました。なお，最近の申請地については，今後，適正に管理がなさせているか注視していきます。

境議長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について，確認委員の安田委員からご説明をお願いします。

安田委員 申請番号2番については，確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は4ページです。申請地は申請者宅に隣接しており，農業年数は48年，農機具を所有し，主たる作物は，米，玉ねぎ，じゃが芋になり，3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号2番について，委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので2番については承認致します。次に申請番号3番について，確認委員の松下委員からご説明をお願いします。

松下委員 申請番号3番については，確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 3 番について説明いたします。地図は 5 ページです。申請地までの通作距離は約 200m で、農業年数は 30 年、農機具を所有し、主たる作物は、葉たばこ、水稲になり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 3 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 3 番については承認致します。次に申請番号 4 番と 5 番は関連していますので、あわせて確認委員の加悦委員からご説明をお願いします。

加悦委員 申請番号 4 番と 5 番については、申請者記載のとおりであり特段問題ないものと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 4 番と 5 番について説明いたします。地図は 6 ページです。申請地までの通作距離は約 500m で、農業年数は 50 年、農機具を所有し、主たる作物は、水稲、ミカン、柿になり、3 条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 4 番、5 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 4 番、5 番については承認致します。以上、議案第 3 2 号について 5 件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第 3 3 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請審議について」を議題といたします。申請番号 1 番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号1番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりで、親子関係にあります。特に問題ないと思われます。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号1番について説明いたします。地図は9ページです。申請人は、熊本市南区に居住する個人で、子どもの成長に伴い現在の借家では手狭になってきたため個人住宅の建築を計画したところ、申請地は実家の近隣であり、お互いの面倒を見られるため、今後生活していくうえで最適と考え今回の転用申請となりました。なお、申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので1番については承認致します。次に申請番号2番について確認委員の安田委員から説明をお願いします。

安田委員 申請番号2番については、確認しましたところ申請書記載内容のとおりでありました。特に問題はないものと思われます。以上です。

境議長 説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたら説明をお願いします。

事務局 申請番号2番について説明いたします。地図は10ページです。申請人は、松山町に居住する個人で、ロボット等産業機械の精密機器を製造する会社を近くで営んでおり、廃材用のコンテナ置場や作業車の駐車スペースを探していたところ、申請地は作業場から徒歩5分ほど、また申請者宅に隣接しており、駐車場・資材置場としての利便性が高いと考え、

今回の転用申請となりました。なお申請地は、第1種農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので2番については承認致します。次に申請番号3番について確認委員は谷山委員ですが、ご欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号3番について説明いたします。地図は11ページです。申請人は、三拾町で不動産等を営む法人です。申請地周辺は宅地化が進んでおり、近くに保育園や小学校もあり、若い世代の居住環境に適した土地であると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地に該当すると思われますが、不許可の例外である集落接続に当たるため許可は可能と思われます。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。申請番号3番について委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境会長 異議なしということですので3番については承認致します。なお、申請番号4番については、書類不備で保留、今回の申請は取り下げられました。以上、議案第33号について3件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。  
次に、議案第34号「農地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の15ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農地利用集積計画」について、

農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃などにつきましては議案書記載のとおりです。15ページの81番～83番につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定です。現在の契約期間が満了するため利用権の再設定となります。84～86番につきましては農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した新規の利用権の設定です。次に16ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、田の計が8,838㎡、樹園地の計が11,359㎡、合計20,197㎡となっています。次に17ページをご覧ください。左側が今月の合計、右側が今年の累計となっています。第10回総会時点での令和4年の累計は、利用権の設定が30万2,992.39㎡、所有権の移転は24,080㎡です。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第34号について承認します。次に報告第11号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意確約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。19ページをお開きください。解約件数は4件、総合計は4筆で13,493㎡です。解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので報告11号は承認します。次に報告第12号「農地の許可不要届の報告について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。21ページをお開きください。地図は22ページになります。番号1番、届出農地、転用者、届出理由、所有者は議案書

記載のとおりです。携帯電話基地局設置のための転用になります。農地面積は 395 m<sup>2</sup>のうち 4 m<sup>2</sup>を転用するものです。これは、農地法施行規則第 53 条第 14 号において、「…中継施設(電話中継所)又はこれらの施設を設置するために、必要な道路もしくは索道の敷地に供する場合」は農地法第 4 条及び 5 条の許可が不要とされていますので、報告するものです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、報告第 1 2 号は承認します。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 有難うございます。閉会の挨拶を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 以上もちまして第 1 0 回農業委員会総会を閉会します。

議 長 境 良一 印

議事録署名人 安田 鷹嗣 印

議事録署名人 木村 良一 印